

写

7 消安第6962号  
令和8年3月9日

別記（都道府県知事） 殿

農林水産省消費・安全局長

水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正  
する省令の公布について

平素より水産防疫行政の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令（令和8年農林省令第13号）が令和8年3月9日付で公布され、令和8年6月9日から施行されることになりました。

つきましては、別紙の事項に御留意の上、貴管下関係者への周知徹底及び適切な体制整備につき御協力をお願いいたします。

なお、当該施行規則に係る各種関連通知（「水産防疫対策要綱（令和2年12月21日付け2消安第4120号消費・安全局長通知）」、「水産資源保護法の運用について（令和2年12月21日付け2消安第4120号消費・安全局長通知）」等）の改正につきましては、追って通知する予定です。

別記

北海道知事  
青森県知事  
岩手県知事  
宮城県知事  
秋田県知事  
山形県知事  
福島県知事  
茨城県知事  
栃木県知事  
群馬県知事  
埼玉県知事  
千葉県知事  
東京都知事  
神奈川県知事  
新潟県知事  
富山県知事  
石川県知事  
福井県知事  
山梨県知事  
長野県知事  
岐阜県知事  
静岡県知事  
愛知県知事  
三重県知事

滋賀県知事  
京都府知事  
大阪府知事  
兵庫県知事  
奈良県知事  
和歌山県知事  
鳥取県知事  
島根県知事  
岡山県知事  
広島県知事  
山口県知事  
徳島県知事  
香川県知事  
愛媛県知事  
高知県知事  
福岡県知事  
佐賀県知事  
長崎県知事  
熊本県知事  
大分県知事  
宮崎県知事  
鹿児島県知事  
沖縄県知事

(別紙)

## 水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部 を改正する省令の概要

### 1 現行制度

養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止のため、我が国では、水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「水資法」という。）に基づく輸入防疫及び持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号。以下「養殖法」という。）に基づく国内防疫を実施している。

水産動物の輸入に際し、農林水産大臣の許可が必要となる疾病を、水産資源保護法施行規則（以下「水資法規則」という。）において、「輸入防疫対象疾病」と指定し、相手国の検査証明書を求めている。検査証明書のみによって輸入防疫対象疾病を広げるおそれがないとは認められない水産動物の輸入を許可するにあたり、管理飼育を命ずることができることされており、その期間は潜伏期間を考慮し、水資法規則に定めている。

また、持続的養殖生産確保法施行規則（以下「養殖法規則」という。）において、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがある疾病を「特定疾病」と指定し、国内で発生した場合に、特定疾病のまん延防止を図るため、養殖水産動植物の移動制限、処分等を命じることができるとされている。

さらに、農林水産大臣は、水資法に基づく水産動物の輸入防疫に必要な限度において、その職員に立入検査をさせることができるとされており、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととされている。当該証明書の様式は、水資法規則において定められている。

### 2 改正の理由

近年、リスクが高い新たな疾病が世界各地で確認される一方で、我が国に輸入される水産動物が多様化し、水産業に重大な損害を与える疾病が我が国に侵入する可能性が従来よりも高まっている。

このため、水産防疫の専門家による科学的知見に基づく疾病のリスク評価を行い、当該評価を踏まえ、輸入防疫及び国内防疫の強化を図るため、水資法規則及び養殖法規則の一部改正を行った。

### 3 水資法規則の一部改正

#### (1) 輸入防疫対象疾病及びその対象動物の見直し

- ①甲殻類疾病である十脚目イリドウイルス病を追加
- ②貝類疾病であるアワビの細菌性膿疱症を削除
- ③エビの潜伏死病の対象動物に甲殻類2種を追加
- ④アワビヘルペスウイルス感染症の対象動物に豪州原産あわび2種を追加
- ⑤甲殻類の分類を最新の知見にあわせ更新

#### (2) 管理すべき期間の一部改正

急性肝臓壊死症について、水資法第14条第1項で定める期間を20日に延長した。

#### (3) 検査証の規定の整備

水資法第16条第1項の規定により立入検査をする職員の身分証明書について、水資法における条項移動等に伴い、所要の改正を行った。

### 4 養殖法規則の一部改正

#### (1) 特定疾病及びその対象動物の見直し

- ①甲殻類疾病である十脚目イリドウイルス病を追加
- ②貝類疾病であるアワビの細菌性膿疱症を削除
- ③エビの潜伏死病の対象動物に甲殻類2種を追加
- ④アワビヘルペスウイルス感染症の対象動物に豪州原産あわび2種を追加
- ⑤甲殻類の分類を最新の知見にあわせ更新

水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）（第一条関係）

改正後		改正前	
水産動物	輸入防疫対象疾病	水産動物	輸入防疫対象疾病
	(略)	(略)	(略)
くるまえび	(略) 鰓随伴ウイルス病 十脚目イリドウイルス	くるまえび	(略) 鰓随伴ウイルス病 (新設)
しろあしえび	(略) エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス	しろあしえび	(略) エビの潜伏死病 (新設)
うしえび	(略) バキュロウイルス・ペ ナエイ感染症 エビの潜伏死病 (略)	うしえび	(略) バキュロウイルス・ペ ナエイ感染症 (新設) (略)
こころいえび	病 モノドン型バキュロウ イルス感染症 十脚目イリドウイルス	こころいえび	(略) モノドン型バキュロウ イルス感染症 (新設)

(輸入防疫対象疾病等)  
 第一条 水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。

(輸入防疫対象疾病等)  
 第一条 水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。

	病
おにてながえび	イエローヘッド病 エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病
(削る) ペネウス属 ( <i>Penaeus</i> ) えび類 (くるま えび、しろあしえび、うしえび及び こうらいえびを除く。)	(削る) モノドン型バキュロウ イルス感染症 十脚目イリドウイルス 病
(削る)	(削る)

	(新設) (新設) (新設)
(新設) リトペネウス属 ( <i>Litopenaeus</i> ) えび 類 (しろあしえびを除く。)	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管器壊死 症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペ ナエイ感染症
ペネウス属 ( <i>Penaeus</i> ) えび類 (うし えびを除く。)	(略) モノドン型バキュロウ イルス感染症 (新設)
フェネロペネウス属 ( <i>Fenneropenaeus</i> ) えび類 (こうらいえびを除く。)	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管器壊死 症 バキュロウイルス・ペ ナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウ イルス感染症

水産動物	期	間
<p>2 (管理すべき期間) 第四条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p>		
(削る) よしえび属えび類	(略)	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病
くるまえび科(ペネウス属及びよしえび属を除く。)えび類	(略)	(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 十脚目イリドウイルス病
さくらえび科あきあみ属えび類 (削る)	(略)	(略) イエローヘッド病 十脚目イリドウイルス病
てながえび科えび類(おにてながえびを除く。)	(略)	(略)
あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし	(削る)	(略)
(削る)	(略)	(略)

水産動物	期	間
<p>2 (管理すべき期間) 第四条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p>		
メリセルトウス属(Melicertus)えび類 よしえび属えび類	(略)	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)
くるまえび科(くるまえび、リトペネウス属、ペネウス属、フェネロペネウス属、メリセルトウス属及びよしえび属を除く。)えび類	(略)	(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 (新設)
さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類 (新設)	(略)	(略) (新設) (新設)
(新設) (新設) とこぶし ふくとこぶし	(略)	(略)
えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび	アワビの細菌性膿疱症	
(略)	(略)	(略)

<p>(略)</p> <p>くるまえび科えび類 さくらえび科あきあ み属えび類 てながえび科えび類</p>	<p>(略)</p> <p>十日（壊死性肝臓炎の病原体を広げるお それがないとは認められない場合にあつ ては十八日、タウラ症候群及び急性肝臓 臓壊死症の病原体を広げるおそれがない とは認められない場合にあつては二十日 、エビの潜伏死病の病原体を広げるおそ れがないとは認められない場合にあつて は三十日、伝染性筋壊死症の病原体を広 げるおそれがないとは認められない場合 にあつては五十日）</p>
<p>あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし</p> <p>(削る)</p>	<p>(略)</p> <p>(削る)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

  

<p>(略)</p> <p>くるまえび科えび類 さくらえび科あきあ み属えび類 てながえび科えび類</p>	<p>(略)</p> <p>十日（壊死性肝臓炎の病原体を広げるお それがないとは認められない場合にあつ ては十八日、タウラ症候群の病原体を広 げるおそれがないとは認められない場合 にあつては二十日、エビの潜伏死病の病 原体を広げるおそれがないとは認められ ない場合にあつては三十日、伝染性筋壊 死症の病原体を広げるおそれがないとは 認められない場合にあつては五十日）</p>
<p>(新設) (新設) とこぶし ふくとこぶし えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>百八十日</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

別記様式第三号中「第13条の5」を「第16条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

○持続的養殖生産確保法施行規則（平成十一年農林水産省令第三十一号）（第二条関係）

改正後

		改正後	
	<p>（特定疾病）                      第一条 持続的養殖生産確保法（以下「法」という。）第二条第二項の特定疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。</p>	水産動植物	伝染性疾病
		（略）	（略）
		くるまえび	<p>（略）                      鰓随伴ウイルス病                      十脚目イリドウイルス病</p>
		しろあしえび	<p>（略）                      エビの潜伏死病                      十脚目イリドウイルス病</p>
うしえび	<p>（略）                      バキュロウイルス・ペ                      ナエイ感染症                      エビの潜伏死病                      （略）</p>	<p>（略）                      モノドン型バキュロウ                      イルス感染症                      十脚目イリドウイルス病</p>	
こうらいえび	<p>（略）                      モノドン型バキュロウ                      イルス感染症                      十脚目イリドウイルス病</p>	<p>（略）                      モノドン型バキュロウ                      イルス感染症                      十脚目イリドウイルス病</p>	

改正前

		改正前	
	<p>（特定疾病）                      第一条 持続的養殖生産確保法（以下「法」という。）第二条第二項の特定疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。</p>	水産動植物	伝染性疾病
		（略）	（略）
		くるまえび	<p>（略）                      鰓随伴ウイルス病                      （新設）</p>
		しろあしえび	<p>（略）                      エビの潜伏死病                      （新設）</p>
うしえび	<p>（略）                      バキュロウイルス・ペ                      ナエイ感染症                      （新設）                      （略）</p>	<p>（略）                      モノドン型バキュロウ                      イルス感染症                      （新設）</p>	
こうらいえび	<p>（略）                      モノドン型バキュロウ                      イルス感染症                      （新設）</p>	<p>（略）                      モノドン型バキュロウ                      イルス感染症                      （新設）</p>	

おにてながえび	イエローヘッド病 エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病
(削る)	(削る)
ペネウス属 ( <i>Penaeus</i> ) えび類 (くろまえび、しろあしえび、うしえび及びこうらいえびを除く。)	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病
(削る)	(削る)
よしえび属えび類	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病

(新設)	(新設) イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症
リトペネウス属 ( <i>Litopenaeus</i> ) えび類 (しろあしえびを除く。)	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)
ペネウス属 ( <i>Penaeus</i> ) えび類 (うしえびを除く。)	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症
フェネロペネウス属 ( <i>Fenneropenaeus</i> ) えび類 (こうらいえびを除く。)	(略)
メリセルトウス属 ( <i>Melicertus</i> ) えび類 よしえび属えび類	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)

<p>くるまえび科（ペネウス属及びよしえび属を除く。）えび類</p>	<p>(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 十脚目イリドウイルス</p>
<p>さくらえび科あきあみ属えび類 (削る) てながえび科えび類（おにてながえびを除く。）</p>	<p>(略) イエローヘッド病 十脚目イリドウイルス</p>
<p>あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし</p>	<p>(略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>くるまえび科（くるまえび、リトペネウス属、ペネウス属、フェネロペネウス属、メリセルトウス属及びよしえび属を除く。）えび類</p>	<p>(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 (新設)</p>
<p>さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類 (新設)</p>	<p>(略) (新設) (新設)</p>
<p>(新設) (新設) とこぶし ふくとこぶし えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび</p>	<p>(略) アワビの細菌性膿疱症</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>